

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	社地区(下江守、種池、江守中)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落営農組織(3経営体)、認定農業者、個人経営体が担っている。
【主要作物】水稻の栽培を行っている。
【その他】農地は概ね集落営農法人に集積されている。今後も個々の従事者の高齢化が想定されることから、将来にわたって営農継続を図るために、後継者の確保・育成に取り組んでいく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落営農組織(3経営体)、認定農業者、個人経営体が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、麦の栽培を行っていく。
【その他】江守中:自動走行農機具(トラクター、田植機、コンバイン)、農業用ドローン、ラジコン草刈機等のスマート農業の導入を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	63.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	58.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	5.1 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農業上の利用が困難な農地においては、粗放的な利用や保全管理を行っていく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
下江守:集落の農地は集約化できている(8割以上)。種池:集落の農地は集約化できている。今後も作業効率を配慮しながらできる限り集約化していく。江守中:集落内で話し合い、地代など地域内の耕作条件を統一、基盤整備を行い農地の条件を整えるなどし、エリアごとに受け手に農地を配分していく。可能な範囲で集約化に取り組む。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
下江守、種池:現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。江守中:基盤整備の実施を考えている(目標年度未定)。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
下江守:農薬散布を委託していく。種池:活用できないか検討していく。江守中:現時点では集落内で対応できており、費用もかかり過ぎるため、活用の予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

-	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	○	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	○	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①被害が少ないため対策は必要ない。③江守中:自動走行農機具(トラクター、田植機、コンバイン)、農業用ドローン、ラジコン草刈機の導入を検討する。⑦下江守:保全・管理を行っていく。江守中:家庭菜園を行っていく。下江守町、江守中:多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行っている。⑩種池:農産物の直売など経営の多角化を進め、経営の安定化を図る。その他:直売所を活用した地産地消に取組み、高齢者が生きがいを持って営農する。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	東下野
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落営農組織が担っている。
【主要作物】水稻、大麦の栽培を行っている。
【その他】 将来にわたって営農継続を図るため、後継者の確保・育成に取り組んでいく必要がある。農地は集落営農組織に概ね集積されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落営農組織が担っていく。
【将来の主要作物】水稻の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	49.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	47.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	2.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は集約化できている。今後集積する農地についても、地代など地域内の耕作条件を統一、基盤整備を行い農地の条件を整えるなどし、作業効率に配慮しながら集約化できるよう配慮していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業を担う者に位置づけられている担い手が集落の農地を維持していく。集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
草刈り・農薬散布を委託していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

-	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	○	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦シバザクラ等の地被植物を植栽し、畦畔の草刈り作業の労働力を軽減していく。また、多面的機能支払交付金を活用し、法面の草刈、花壇の設置、農道等の整備を行う。⑩直売所を利用した地産地消に取り組む。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	西下野
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落営農組織(水田利用)や認定農業者(畜産)が担っている。
【主要作物】大麦、水稻、その他野菜の栽培を行っている。
【その他】 将来にわたって営農継続を図るために、後継者の確保・育成に取り組んでいく必要がある。農地は集落営農組織に集積されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落営農組織(水田利用)や認定農業者(畜産)が担っていく。
【将来の主要作物】大麦、水稻、野菜の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.5 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は既に集約化できている。今後も作業効率に配慮しながら集約化できるよう取り組んで行く。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。オペレーターの育成を図りながら、新規就農を促進していく。集落(地域)外からの新規就農希望者を受け入れて、集落(地域)内農業者と共同で野菜栽培に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

-	①鳥獣被害防止対策	○	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	○	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②完熟堆肥など有機物の施用によって、環境保全の営農活動を推進していく。⑦多面的機能支払交付金を活用し、法面のシート張り、排水路、農道等の整備を行う。⑩学習会を開催し、6次産業化を検討していく。直売所を利用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農する。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	久喜津
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】集落営農組織が担っている。
【主要作物】水稻、飼料用米、大麦の栽培を行っている。
【その他】農地は集落営農組織に概ね集積されている。20年超経過した大型農機具の更新をどうするかが課題である。将来にわたって営農継続を図るため、後継者の確保・育成に取り組んでいく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】集落営農組織が担っていく。集落営農の法人化を検討する。
【将来の主要作物】水稻、麦、大豆の栽培を行っていく。
【その他】自動走行農機具を導入し、省力化を図る。作業の効率化を図るため、農業機械の充実と農作業場の建設など施設の整備を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	54.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	52.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.7 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は既に集約化できている。今後も基盤整備を行い農地の条件を整えるなどして、作業効率に配慮しながら集約化できるよう配慮していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。中心経営体に位置付けられている担い手が集落の農地を維持していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
既に農薬散布を委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

-	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	○	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	○	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	○	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③自動走行農機具の導入を検討する。⑦多面的機能支払交付金を活用し、暗渠の掃除、用排水の泥上げ、農道のアスファルト舗装、砂利の補充による不陸整正等を行う。⑧作業の効率化を図るため、農業機械の充実と農作業場の建設など施設の整備を図る。⑩学校教育田(社西小)を実施する。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	南南居、北南居
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落営農法人及び認定農業者が担っている。
【主要作物】水稻、大麦、大豆の栽培を行っている。
【その他】農地は概ね集落の法人に集積されている。将来にわたって営農継続を図るため、後継者の確保・育成に取り組んでいく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落営農法人及び認定農業者が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、麦、大豆、景観植物の栽培を行っていく。
【その他】スマート農業の導入を検討する。直播栽培を取り入れ、低コスト化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	51.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	49.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.6 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は既に担い手が集積・集約化している。集落内で話し合い、できる限り各農家が担う農地の集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
既に集落全体を農地中間管理機構に貸し付けており、今後も継続して農地を貸し付け、農地の集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
一部圃場の排水補助整備を活用してほ場整備を行い、後継者が機能する環境が整備されている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。構成員の師弟を中心としたオペレーター養成(シーズン前の機械点検・講習会)を行い、新規就農の促進を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
南南居:既に草刈りを委託している。北南居:活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①防護柵や捕獲檻2ヶ所を設置し対策を実施していく。地域ぐるみで電気柵等の維持管理や捕獲檻の見廻り、埋設の協力などを行う(平成24年に南居町鳥獣害対策協議会を設立)。南南居:既に対策を実施している。②土壌改良剤の散布を行う。③南南居:スマート農業の導入を検討する。⑦多面的機能支払交付金を活用し、暗渠の掃除、防草シートの設置、農道の整備を行う。南南居:景観植物を植え、保全管理に取り組んでいく。⑧南南居:農舎の建設を検討していく。⑩直売所を活用した地産地消に取り組み、農業者が生きがいを持って営農し、経営の複合化を図っていく。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	合谷
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】地域の「農業を担う者」はいない。
【主要作物】水稻、かき、うめの栽培を行っている。
【その他】谷あい地形で圃場が小さい。70才以上の農業者の農地が集落全体の6割を占めており、農業者の高齢化が進んでいる。農地の受け手を検討中である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】農地の受け手を検討していく。
【将来の主要作物】水稻、かき、うめの栽培を行っていく。
【その他】将来にわたって集落の農地が維持できるよう、土地改良事業を実施して、担い手に集積・集約化できる環境を整えていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.3 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現時点では担い手が耕作する農地はないが、近い将来、集落全体の農地をまとめて担い手に集積する計画がある。基盤整備事業を活用し、耕作条件を整備済み。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を汲み取りながら、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手に集積・集約化できる環境を整えるため、土地改良やため池整備を実施した。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域ぐるみで電気柵の設置管理や捕獲檻の見回り、埋設の協力などを行う(平成24年に合谷町鳥獣害対策協議会を設置)。⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行う。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	南江守
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落営農組織が担っている。
【主要作物】水稻、六条大麦、大豆の栽培を行っている。
【その他】集落の農地は集落営農組織が中心となって担っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落営農組織が担っていく。
【将来の主要作物】水稻(主食用米・飼料用米)、麦(大麦)、大豆、野菜の栽培を行っていく。
【その他】自動走行農機具等のスマート農業の導入を検討する。今後は安定的な経営継続を目指し、後継者の確保、育成に努める。また、集落営農組織の法人化を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	58.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	57.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.1 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は既に集約化できている。今後も作業効率に配慮した農業経営に取り組んで行く。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。中心経営体に位置付けられている担い手が集落の農地を維持していく。新規就農者の相談に応じていく。経営体構成員の師弟を中心に役員・オペレーターを養成しながら新規就農の促進を図っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
草刈りを委託できないか検討していく。既に農薬散布を委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

○	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	○	③スマート農業	○	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	○	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵、防護柵設置等の対策を実施している。協議会設立や狩猟免許取得を図りながら、獣害を減少させていく。南江守鳥獣害対策協議会を中心に、地域ぐるみで電気柵等の維持管理や捕獲柵の見廻りや埋没の協力などを行っている。③自動走行農機具等のスマート農業の導入を検討する。⑦農地・水保全管理支払交付金を活用し、用水路の泥上げ、法面の草刈、暗渠の清掃、除礫作業を行っている。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	下市、金屋
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落営農組織(1経営体)と集落外の認定農業者(1経営体)が主となって担う。
【主要作物】水稻、その他野菜の栽培を行っている。
【その他】農地は概ね集落営農法人に集積されている。将来にわたって営農継続を図るために、後継者の確保・育成に取り組んでいく必要がある。傾斜地が多いエリアでは圃場面積が小さい農地が多く、鳥獣害の被害も大きくなっているため、維持管理が難しくなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落営農組織(1経営体)と集落外の認定農業者(1経営体)が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、野菜の栽培を行っていく。
【その他】地域には施設園芸を取り入れる農家も多いため、複合的な農地利用により農業所得の向上を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.2 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は既に集約化できている。担い手が耕作する農地をできる限り集約化し、作業効率の向上を図る。集落内で話し合い、エリアごとに受け手に農地を配分する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
金屋：活用できないか検討していく。下市：集落内で対応できているため活用しない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①既に対策を実施している。⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行っている。⑧下市：園芸用ハウスの建設を検討する。⑩直売所を活用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	角折
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業者が主に担う。
【主要作物】水稻、ほうれん草、その他野菜の栽培を行っている。
【その他】 水田と施設園芸の複合経営を行っており、認定農業者も複数経営体存在する。将来にわたって営農継続を図るためには、後継者の確保・育成に取り組んでいく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業者が主に担っていく。
【将来の主要作物】水稻、野菜(葉物野菜)の栽培を行っていく。
【その他】集落全体で水稻の水管理を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.3 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落には園芸中心の農家が多いが、水稻を担う農家は不足している。後継者のいない農地が出てきた際には、受け手の作業効率に配慮し農地を受け渡せるよう、基盤整備を行い農地の条件を整え、できる範囲で集約化に取り組みたい。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
費用がかかり過ぎるため、活用の予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

-	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	○	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
①被害が少ないため対策は必要ない。⑦農家組合を中心に、用排水の清掃、農道の砂利引き等を行う。⑩集落の親睦を図るため、研修会を行う。直売所を活用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。									

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	大瀬
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業者が主に担う。
【主要作物】水稻、その他野菜の栽培を行っている。
【その他】 農業者の高齢化が進んできている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業者が主に担っていく。
【将来の主要作物】野菜の栽培を行っていく。
【その他】収穫用ロボットの導入を検討する。耕作放棄地を発生させないため、集落全体の農業者が連携して対応していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	3.4 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落には園芸中心の農家が多いが、水稻を担う農家は不足している。できる限り現状を維持し、後継者のいない農地が出てきた際には、受け手の作業効率に配慮しながら集約化して貸し付ける。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。集落(地域)外からの新規就農希望者を受け入れて、集落(地域)内農業者と共同で野菜栽培に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

-	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	○	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	-	⑦保全・管理等	○	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	○	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①被害が少ないため対策は必要ない。③収穫用ロボットの導入を検討する。⑧園芸用ハウスの建設を検討していく。⑩野菜を中心に、農商工連携や6次産業化を進める。直売所等を活用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農する。直売所を活用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	飯塚
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】主に集落内外の認定農業者や個人農家が担っている。
【主要作物】水稻、その他野菜の栽培を行っている。
【その他】 水稻に加えて施設園芸が盛んな地区であるが、農業者の高齢化が進んできており、後継者の確保が課題となってきた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】集落内外の認定農業者や個人農家が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、麦、大豆の栽培を行っていく。
【その他】有機農業を取り入れる。農業用ドローンの導入を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落には園芸中心の農家が多いが、水稻を担う農家は不足している。基盤整備を行い農地の条件を整え、集約化に取り組みたい。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

-	①鳥獣被害防止対策	○	②有機・減農薬・減肥料	○	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	○	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①被害が少ないため対策は必要ない。②エコ肥料の施用により、環境にやさしい営農活動を推進していく。③農業用ドローンの導入を検討する。⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行う。⑩直売所を利用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農する。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	菅谷
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業法人(1経営体)や認定農業者(4経営体)、認定新規就農者(1経営体)が担っている。
【主要作物】水稻、その他野菜の栽培を行っている。
【その他】 地区には市街化区域が含まれており、宅地化が進んでいる。残りのエリアは「農業を担う者」と個人農家が維持管理している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業法人(1経営体)や認定農業者(4経営体)、認定新規就農者(1経営体)が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、野菜(トマト、きゅうり、ほうれん草等)の栽培を行っていく。
【その他】高齢化が進み管理が難しくなる農地が出てくることを想定し、担い手の確保に力を入れる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	2.2 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は概ね担い手が集積・集約化している。今後も作業効率を配慮しながらできる限り集約化していく。集落内で話し合い、エリアごとに受け手に農地を配分する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
圃場整備にとりかかり、後継者が機能する環境が整備されている。今後、農業用水の県営灌漑排水事業の推進を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用しない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

-	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	○	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①被害が少ないため対策は必要ない。⑦多面的機能交付金を活用し、遊休地の保全、用水路の泥上げ、農道の補修、排水路の補修、農道の舗装を実施している。⑩直売所を利用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農する。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	西安居地区(恐神、北堀、安田、細坂、上一光、下一光、五太子)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業者や個人経営体(3経営体)が担っている。
 【主要作物】水稻、その他野菜の栽培を行っている。
 【その他】 農業者の高齢化が進んできており、担い手の確保が課題となっている。また、鳥獣害の被害が大きくなっている。地域の傾斜地が多い地域では、圃場面積が小さいため、集積・集約化が難しい。北堀:揚水機設備の老朽化と河川の水不足により、現在は委託をあきらめている。北堀町のみで揚水ポンプを使用しているが、電力料金が高額になり、採算が合わない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業者や個人経営体(3経営体)が担っていく。
 【将来の主要作物】 水稻を中心に転作作物の栽培を組み合わせで経営していく。
 【その他】土地利用型作物以外に、収益性の高い園芸作物の生産に取り組む。安田、下一光:有機農業を取り入れる 細坂:そば、米粉用米 細坂:麦、大豆、有機農業を取り入れる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	55.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	40.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	14.2 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落営農組織を立上げ、農作業受委託や農業用機械の共同利用を行っている。今後も継続していく。 担い手を中心に、肥料や農薬等の共同購入や農業用機械の共同利用を図っていく。 集落内の担い手への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。担い手が確保できない地域では、農業参入企業を受け入れに向けて、農地を集積し、保全していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
恐神、北堀、上一光、五太子：圃場ごとに、後継者が継承できる環境を整備していく。安田、細坂、下一光：現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落内での担い手の確保が困難な場合は、集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
恐神、上一光、五太子：活用できないか検討していく。北堀：現状の農地は荒地になり、草刈りも個人ではできない状態であるため活用できないか検討していく。安田：田植え、収穫、耕運、代かき、溝切を委託していく。細坂：農薬散布を委託していく。下一光：活用しない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	-	☐ ③スマート農業	-	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
-	☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	-	☐ ⑧農業用施設	-	☐ ⑨耕畜連携
						☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①集落周辺に防護柵を連携して設置していく。中山間地域等直接支払交付金を活用し、農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検や協定農用地への柵、ネットの設置等の対策を実施していく。②完熟堆肥など有機物の施用によって、環境保全の営農活動を推進している。今後も継続していく。⑤休耕、自己保全地にて果樹の育成に取り組む。⑦下一光：保全・管理を行っていく。⑩恐神、安田、細坂、上一光、下一光、五太子：直売所を活用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)	
地域名 (地域内農業集落名)	羽坂	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【主要作物】水稻、大麦、野菜の栽培を行っている。

【農業者】「農業を担う者」である集落内外の認定農業者(1経営体)が担っている。農業者の高齢化が進んできている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】集落の個人農家が耕作できなくなった農地は、「農業を担う者」である集落内の認定農業者(1経営体)が担っていく。

【将来の主要作物】水稻、大麦、野菜の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.1 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
できる限り現状を維持しつつ、耕作が困難な農地が出た際には、作業効率に配慮しながら集約化して地域の担い手に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落内の担い手を中心に、後継者の育成に努める。また、集落内外から農業従事者の確保を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①中山間地域等直接支払交付金や市有害獣被害防止対策事業などを活用して、電気柵などの設置・維持管理や見廻り、被害防止の協力などを行う。⑦草刈り、ため池の清掃・点検を定期的に行うなど、環境保全の営農活動を推進する。⑩直売所を利用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農する。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	本堂
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落営農組織(1経営体)が担っている。将来にわたって営農継続を図るため、後継者の確保・育成に取り組む必要がある。
【主要作物】水稻、大麦、その他野菜の栽培を行っている。
【その他】農地は集落営農組織に集積されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落営農組織(1経営体)が担っていく。
【将来の主要作物】水稻の栽培を行っていく。
【その他】農業用ドローンの導入を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	48.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	46.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	2.6 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は既に集約化できている。今後も作業効率に配慮した経営に取り組んで行く。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用したい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

○	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	○	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	-	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	○	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①中山間地域等直接支払交付金を活用し、地域ぐるみで電気柵等の維持管理や捕獲柵の見廻りや埋設の協力などを行っていく(平成26年に本堂町鳥獣害対策協議会を設立)。③農業用ドローンの導入を検討する。⑩直売所を利用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農する。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)	
地域名 (地域内農業集落名)	更毛	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」1経営体やその他の個人農家で農地を維持している。農業者の高齢化が進んできている。

【主要作物】水稻、その他野菜の栽培を行っている。

【その他】 中山間地に農地が残されているが、集落の個人農家で耕作を行っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落の個人農家(1経営体)等が担っていく。

【将来の主要作物】水稻、野菜の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.5 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
できる限り現状を維持しつつ、耕作が困難な農地が出た際には、作業効率に配慮しながら集約化して担い手への集積を検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農薬散布を委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①中山間地域等直接支払交付金を活用して、電気柵の設置管理や農道・水路の維持管理を行う。⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行う。⑩直売所を利用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農する。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)	
地域名 (地域内農業集落名)	末	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【主要作物】水稻、その他野菜の栽培を行っている。

【農業者】「農業を担う者」である認定農業者(1経営体)が主に担っている。個人農業者による営農が維持されてきたが、少子高齢化の更なる進展や農機具の不可動化に伴い、営農継続が困難になることが予測される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業者(2経営体)、個人農家(1経営体)が主に担っていく。

【将来の主要作物】水稻の栽培を行っていく。

【その他】自動走行農機具等のスマート農業の導入を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	49.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	46.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	3.2 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者が耕作することにより、農地を集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手不足の中で基盤整備等は考えにくく、現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
田植え、収穫、農薬散布を委託していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①中山間地域等直接支払交付金を活用し、農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検や協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。③自動走行農機具等のスマート農業の導入を検討する。⑦保全管理を行っていく。⑩直売所を利用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農する。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	殿下地区(畠中、国山、千合、謡谷、二ツ屋、武周、風尾、大矢、尼ヶ谷、水谷、別畑、宿堂、西別所、白滝)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落営農組織や認定農業者、個人経営体が担っているが、農業者の高齢化が進み、担い手の確保が課題となっている。水稻は高齢化のため生産管理する者がおらず、地域内の人に委託し管理を続ける事ができるかは不明である。地区内の人が高齢化等で亡くなるとともに農業栽培地はなくなると予想される。

【主要作物】水稻、飼料作物、果樹、その他野菜 千合、尼ヶ谷:果樹、その他野菜

【その他】地域の農地は傾斜地が多く圃場面積が小さいため、集積・集約化が難しい。また、鳥獣害の被害が大きくなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落営農組織や認定農業者、各個人経営体が担っていく。地区外の認定農業者や新規就農者を積極的に受け入れる。尼ヶ谷:地区外の認定農業者や新規就農者の受け入れは検討していない。

【将来の主要作物】牧草、野菜、果樹の栽培を行っていく。畠中、国山、謡谷、二ツ屋、武周、風尾、大矢、水谷、別畑、宿堂、西別所、白滝:条件の良い農地で水稻の栽培を継続する。尼ヶ谷:条件の良い農地で野菜、果樹の栽培を行っていく。自家消費野菜のみ栽培していく。

【その他】西別所:ラジコン草刈り機の導入を検討している。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	68.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	46.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	21.5 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地を貸し出す際には集約化して貸し出すこととする。地域の一部の農地を2名の担い手が耕作し、放牧用農地として利用している。その他の農地は個人農家が管理しており、水稻の作付けの他、自家消費用の野菜の栽培や保全管理を行う農地が多い。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。水谷：現在一戸が担い手として対応してもらっているが、将来は予想できない。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	-	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	-	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
-	☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他	

【選択した上記の取組方針】

①集落周辺に防護柵を連携して設置していく。平成25年に殿下下四区鳥獣害対策協議会を設立し、地域ぐるみで電気柵等の維持管理や捕獲柵の見廻りや埋没の協力などを行っている。中山間地域等直接支払交付金を活用し、協定農用地への柵、ネットの設置等の対策を実施していく。鹿の被害も多く、防護柵も2m以上必要であり、果樹も新芽等の被害が多くなり、栽培困難であり、広域的な対応が必要である。③西別所：ラジコン草刈り機の導入を検討する。⑤畠中、千合、謡谷、二ツ屋、風尾、大矢、尼ヶ谷、宿堂、白滝：果樹等の栽培を行っていく。⑦武周：景観植物の栽培を行っていく。宿堂：牧草地の管理に取り組んでいる。西別所：放牧を行っていく。畠中、謡谷、二ツ屋、武周、風尾、大矢、尼ヶ谷、水谷、別畑、宿堂、白滝：営農・維持管理作業を請負う定年帰農者により、耕作放棄地を削減していく。⑧西別所：園芸用ハウスの建設を検討していく。⑨「農業を担う者」が、水田放牧に取り組んでいる。⑩直売所を活用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。今後も継続していく。